死亡労働災害速報（令和８年９月）

（建災防宮城県支部）

選定作業で脚立に上ったところ墜落し、死亡			
発生年月	令和８年８月		
業　　種	その他の土木工事業	事業場規模	10～49 人
事故の型	墜落・転落	起 因 物	脚立
発生状況	8月（災害発生日は不詳）、自社敷地内に植えられた樹木の剪定作業のため、社内にあった脚立を移動させ、これに上ったところ、何らかの要因で身体のバランスを失って墜落しました。 考えられる原因としては、脚立が元々不安定な状態であったこと、脚立の開き止めがロックされておらず、上っている途中で脚立が自立不能状態となったこと、被災者が上る途中で樹木等に衝突した、作業を開始しようとして体勢を変えた際に身体のバランスを失ったことなど様々なことがありますが、詳細については、現在、関係機関にて発生状況・原因を含めて調査中です。  上記イメージ図は、一般的な橋梁のつり足場内の作業をイメージしたものであり、本件とは関係ありません。		
災害防止対策	**（ 関係機関で調査中であり、基本的事項を含めて、類似災害に係る一般的な注意事項を記載します。また、事故の原因を記載しているものではありません。 ）** 1　剪定しようとする樹木の状況及びその周辺の状況を十分に調査し、安全な作業手順を定め、当該手順を教育・周知した後、これに沿った手順で作業を行うこと。 2　地面が堅固な平面であれば、原則として、高所作業車、ローリングタワー等を使用し、墜落制止用器具を確実に使用すること。 脚立を使用せざるを得ない場合には、脚立を安定的な状態で自立させ、滑り止め措置を施すとともに、開き止めを確実にロックさせた上で、丈夫で折れない枝に補助ロープを巻き付け、これに墜落制止用器具を掛けて、安定した作業姿勢で作業すること。 3　異常がなく耐用年数の範囲内である墜落時保護用の保護帽を適切に着用すること。 4　脚立等昇降設備の上り下りの際には、細心の注意を払い、慎重に足元を確かめながら移動すること。		